山本小学校　いじめ対策マニュアル

令和８年度版

Ⅰ　いじめ問題に対する基本的な考え方

１　いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。　（文部科学省）

２　いじめ問題の基本認識

① いじめは、人権侵害であり、人間として絶対に許されない。

② いじめの特徴として

ア　いじめはどの学校にも、どの学級にも、どの子にも起こりうるものである。

イ　いじめの構造として、観衆や、傍観者の立場にいる子どももいじめを助長していることになる。

ウ　いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見されにくいものである。

③ いじめの認知件数が多いことは教職員の目が行き届いていることのあかし。

④ いじめられる人間にも問題があるという見方は、間違っている。

⑤ いじめは、学校・家庭・地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

Ⅱ　未然防止

１　基本方針

「いじめをゆるさない学級・学校」をめざし、「いじめを乗りこえられる力」を子ども達につけられるよう、校長を先頭に全職員で取り組む。

２　児童理解のために

（１）場の共有・師弟同行

日々の子ども観察のため、出来るだけ、授業以外の学校生活場面でも、子どもとふれ会う時間を確保して、子どもの様子を見ていく。また、清掃を始め、率先垂範を心がけて、子どもと生活をともにする中で、子どもの心の中の思いにも、できるだけ心を寄せていく。

（２）定期的な検査の実施

学期末となかよし旬間に「なかよしアンケート」（年間２回）を実施する。アンケートの内容で個別に対処することがあれば、人間関係等の把握に努める。

（３）個別面談

時間を確保して、個人面談を行い、子どもの悩み等について話題にする。

３　受容的・自律的雰囲気をもつ開かれた学級づくり

（１）まず、子どもに対する教師の受容的、共感的態度を示し、その上で、子ども同士も受容的、共感的態度で人に接することが出来るような活動を仕組むことにより、一人ひとりの良さが発揮され、互いを認め合う学級風土づくりをする。

（２）子どもの自発的、自治的活動を保証し、規律と活気のある学級集団づくりを進める。
（例：名前の呼び方「～さん」、正しい言葉遣い　等　）

（３）「楽しい授業」「わかる授業」を通して、子ども達の学び合いを保障する。発言や集団への関わりに消極的な児童もいるので、教師が適切な支援を行い、満足感や達成感、連帯感がもてるように配慮する。

（４）道徳の時間においては、「自分自身に関する内容」や「自分と他者とのかかわりについての内容」についての授業の中で、友だちとの関わり方やいじめについて考える授業を計画的に行う。

「いじめは許されない」「いじめの観客・傍観者も加害者」という意識の他、集

団の秩序を守る規範意識を育てる。
（5）「生活・総合」や学級の中核活動の充実により、「子ども達が進んで課題をもち、ともにかかわり合って、課題解決を図り、新たな価値を創造していく」経験を積み重ねる。

4　「いじめを、ともにのりこえる」学校づくり

（1）学校教育目標、グランドデザインへの位置付け
「かしこい子ども　さわやかな子ども　元気な子ども」を学校目標に掲げて、実現のための行動スパイラルとして、「気づき・考え・実行する」を大切に、よりよい「人間関係」つくりについて、グランドデザインに位置付けていている。

（2）学校行事の工夫
①行事の企画段階で、「子ども達が取り組むことで、達成感や感動、人間関係の深化が得られるか」という視点から計画を確認する。特に、コミュニケーション能力および、問題解決能力の育成が図られるよう留意する。
②評価（反省）においても、上記視点による評価も行い、改善を図っていく。

（3）学習指導の工夫
①学習指導においては、その教科でつける力とともに、「コミュニケーション能力および、問題解決能力」の育成にも力を入れることとする。
②コミュニケーション能力育成のため、ペア・グループ学習などの「言語活動」を重視した学習指導をすべての教科で取り組む。
③問題解決能力育成のため、ねらいの明確化を図るとともに、「子どもの疑問から始まる追究」となるような授業づくりを推進する。また、振り返り等において、仲間とともに学ぶことのよさを意識できるよう工夫する。

（4）児童会活動の工夫
①「こんなに認められた」「人の役にたった」という経験が出来る場として、児童会活動が、自尊感情や自己有用感を感じられるものになることをねらって、児童会活動を実施していく。
②姉妹学級・縦割り活動等、異年齢児童交流の場づくり
児童会活動の中で、姉妹学級・縦割り班による異年齢交流活動をできるだけ増やすようにする。（児童会祭・縦割り清掃・姉妹学級読み聞かせ・交流給食）
③なかよし月間における児童会での企画・運営
出来る限り、児童の手で、企画・運営できるよう全職員で支援していく。

Ⅲ　早期発見

1　日々の児童観察による発見

（1）担任だけでなく、子どもに関わるすべての職員が、発見に心がける。
【被害児童観察のポイント】
机を離す　ロッカーや靴箱の様子　はやしたてる　ものを配るときに避ける
仲間はずれにする　給食の配膳の差　そうじでいつも同じ分担をさせる
ものが無くなる・壊される表情　あいさつや声の大きさ　泣いている　等
【加害児童観察のポイント】
不思議な遊びをしている　意味なく笑ったりニヤニヤしたりしている　等

（2）他の教職員は、気にかかる行為等を見かけた時には、すぐに、該当担任等に伝える。

2　「なかよしアンケート」・個別面談による発見

（1）年2回行う「なかよしアンケート」と、その後の個別面談の中で、言えなかったいじめの発見に心がける。

3　直接の訴えによる発見

（1）本人の日記、直接の訴え、または、保護者からの訴えがあった場合には、「たいしたことないだろう」と判断せず、素早く、事実関係についての聞き取りをするなど、誠実な対応する。

（2）級友からの情報の場合は、どんなに些細な事であっても、情報提供児童の保護も

考慮に入れながら、「情報提供してよかった」と子どもが感じられるような対応に心がける。

4　訴えやすい、情報提供しやすい環境づくり

（1）担任だけでなく、どの先生にも困っていることを話せるように発信する。
（2）職員は、希望があれば、すべての子どもの相談に乗るようにする。
（3）校長は、校長講話等で、困ったら相談するよう子ども・ＰＴＡに発信する。

5　職員相互の情報交換

（1）日々の様子の観察のうち、「いじめを疑われる」または「いじめに発展するおそれのある」事案について、学年会で相談する。
（2）学年主任は、教務・学年主任会において、報告する。

Ⅳ　早期対応

1　児童間のトラブルに関しての対応

「いじめ」に該当するかどうか、また、どのような対応をしていくか、についての判断は、いじめの定義に照らし合わせた上で、校長、教頭、生徒指導で確認しあっていく。

2　早期対応は、チーム指導体制を組んで行う

（1）決して、一人で対応しない。学年主任、係。場合によって、校長、教頭に相談する。
（2）保護者に連絡についても、必要によりチームで連携して行う。
（連絡帳、電話、場合によって家庭訪問）
（3）心の傷が深いと予想される場合、手が出ている場合、あざや出血がある場合、あまりにも事実の主張に食い違いが大きい場合など、一人の手に負えないと判断したら、教頭に報告しすぐに応援を求める。※応援の範囲＝①学年職員②係③管理職

3　家庭との連携

（1）被害児童保護者への連絡については、事実が不確定な場合でも、一報だけは、すぐに入れる。
（2）加害児童保護者への連絡については、事実が明らかになった時点で、連絡する。
被害児童宅への連絡、謝罪については、同様の事例における過去のケースを伝え、最終的には、家庭の判断に任せる。

Ⅴ　ネット上のいじめへの対応

1　ネット上のいじめとは

ネットゲームやケータイ、スマートフォン、パソコン等を使って、特定の子どもの悪口や誹謗中小等をネット掲示板等に書き込みをしたり、メールを送ったりするもの。

2　指導

① SNS についてのアンケートの実施
② 学級懇談会における、インターネット・SNS についての話題提供
③ 教養部によるインターネットについての保護者向けの講演会の実施

山本小学校　組織対応マニュアル

Ⅰ　いじめ問題に取り組む体制の整備

1　いじめ対策委員会の設置

（1）　組織

地域・家庭代表・・・学校運営協議会

市教委・・・教育長・教育委員（2名）

学　校・・・校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・各学年主任

（2）年間計画

7月　民生児童委員会懇談会

10月　授業参観

2　いじめ防止のための年間計画

【一学期】

7月　なかよしアンケート、個別面談

【二学期】

11月　なかよし月間

11月　なかよしアンケート、個別面談

12月　保護者アンケート

Ⅱ　町教委・警察・地域等、関係機関との連携

1　日頃からの連携

（1）市教委

（2）家庭・地域

①10月末に、人権授業の参観

②連絡帳等での密な連絡

③伊賀良・山本地区青少年育成連絡会

（3）　警察・児童相談所等

以上